

青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例について

(令和7年7月1日施行)

<環境政策課>

1 共生条例の目的

本県の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電事業との共生を図る

2 基本理念

- (1)自然環境、景観、歴史・文化等の継承
- (2)再生可能エネルギーの円滑な導入促進
- (3)関係者間の相互理解と協力

3 対象事業

再生可能エネルギー発電施設(太陽光2,000kW以上 風力500kW以上)の新設又は増設
(海域に設置されるもの、建物等に設置されるものを除く)

4 条例の概要

次の二つの手法を組み合わせて運用することにより、現代の世代が未来の世代に引き継ぐべき環境を保全することを前提に、持続可能な形で、本県における再生可能エネルギーの円滑な導入を促進する。

(1)地域区分の設定(ゾーニング)

再生可能エネルギーに対する保護・保全の地域区分(ゾーン)を明示する。

(2)合意形成の手続(合意形成プロセス)

事業者に対し、地域との合意形成に向けた手続を義務付ける。知事は、市町村等の意見を踏まえて、事業者の計画について認定・不認定を判断し、事業者に通知する。

(1)地域区分の設定(ゾーニング)

県内を保護地域、保全地域、調整地域の3地域に区分する。

また、調整地域及び保全地域のうち、自然環境・地域と再生可能エネルギーとの共生が図られると知事が認めた区域を共生区域とする。

<ゾーニングの手法>

自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承していく観点から、県が広域的な視点から、客観的に確認できる現行法令の区域等に基づき設定。

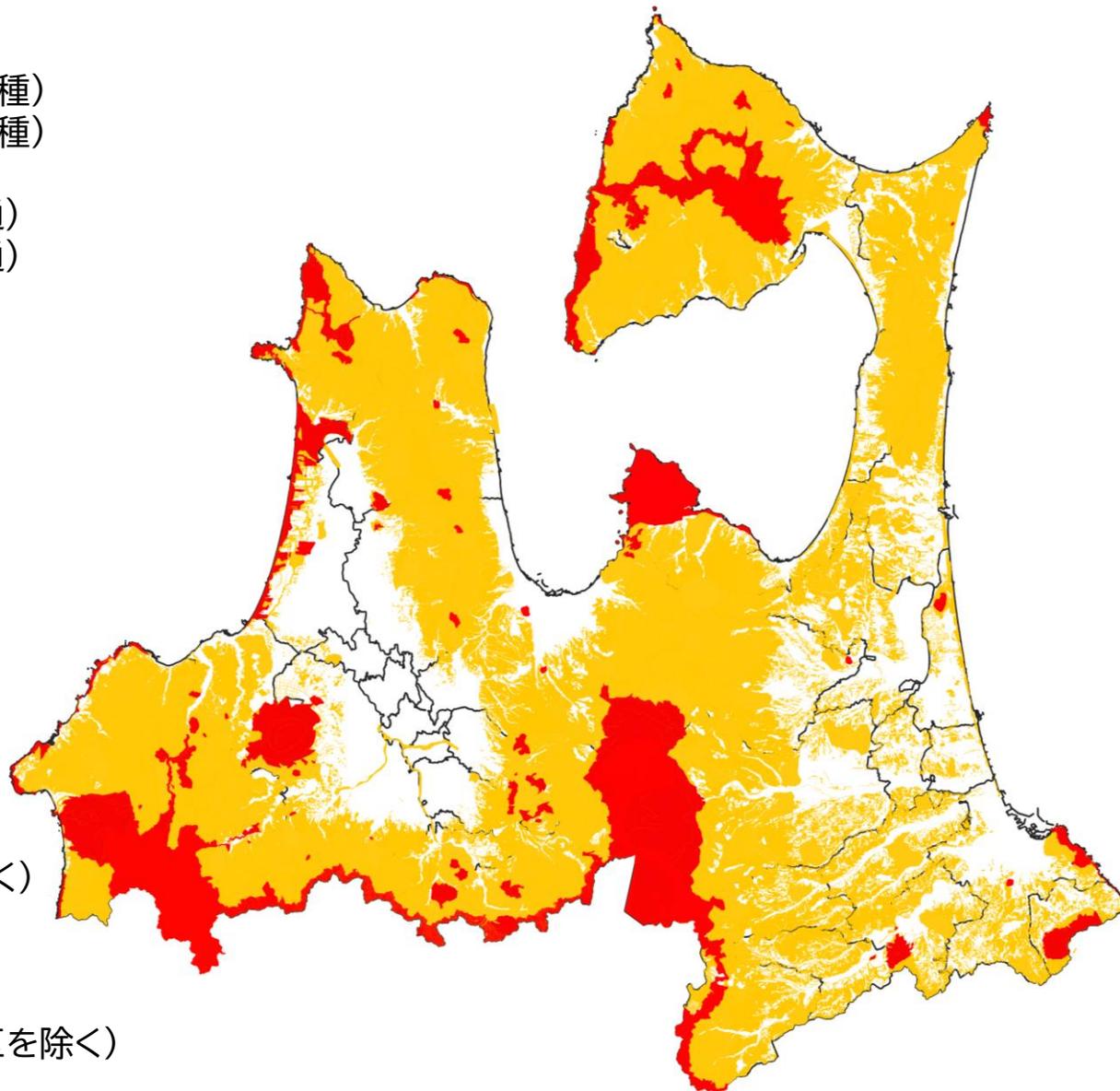
区分	地域の概要
調整地域	保護地域、保全地域以外の地域
共生区域	自然環境・地域との共生を図りながら、再エネの導入を促進する区域 (自然環境・地域と再生可能エネルギーとの共生が図られると知事が認めた区域)
保全地域	自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保全する地域 (共生区域となる場合を除き、再生可能エネルギー事業を計画できない地域)
保護地域	自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保護する特別な地域 (再生可能エネルギー事業を計画できない地域) ※事業の実施不可。

保護地域

- 自然公園区域(国立公園／特別保護、1種、2種、3種)
- 自然公園区域(国定公園／特別保護、1種、2種、3種)
- 自然公園区域(県立自然公園／1種、2種、3種)
- 自然環境保全地域(国指定)(野生保護、特別、普通)
- 自然環境保全地域(県指定)(野生保護、特別、普通)
- ラムサール条約湿地
- 鳥獣保護区(国指定・県指定)(特別保護地区)
- 世界自然遺産(緩衝区域を含む)
- 世界文化遺産(緩衝区域を含む)
- 保護林
- 緑の回廊
- 国指定文化財等(史跡、名勝、天然記念物等)
- 県指定文化財(史跡、名勝、天然記念物)

保全地域

- 自然公園区域(国立公園／普通)
- 自然公園区域(国定公園／普通)
- 自然公園区域(県立自然公園／普通)
- 鳥獣保護区(国指定・県指定)(特別保護地区を除く)
- 保安林(保安施設地区を含む)
- 国有林
(保安林、保安施設地区、保護林、緑の回廊を除く)
- 地域森林計画対象民有林(保安林、保安施設地区を除く)
- 県開発規制地域(県指定)
- 県緑地保全地域(県指定)
- ふるさとの森と川と海保全地域



環境省(EADAS、自然環境調査Web-GIS)、国土交通省(国土数値情報)の公表データを
基に県環境政策課作成

※「●」の一部はマップに反映していない。

(2) 合意形成手続(プロセス)

事業者の事業計画立案段階のできる限り早期に、地域に対して概要を説明する機会を創出し、地域のメリットを明確にしなが、自然環境及び地域が守るべき地域固有の景観、歴史・文化等に配慮した事業計画の作成を事業者に促す。

新 ア 環境影響評価手続前

事業者
住民との意見交換会の開催



市町村
事業に対する市町村意見

県に意見を提出



県
市町村意見を踏まえ、事業計画
に対する意見をとります

事業者に意見を提出



事業者
事業計画への反映

※共生区域では省略可

現 環境影響評価手続(現行)

環境アセスメント

配慮書

方法書

準備書

評価書

FIT/FIP認定

事業者
住民説明会

県
知事意見の提出
(配慮書～準備書)

新 イ 環境影響評価手続後

事業者
住民との説明会の開催



市町村
事業に対する市町村意見

県に意見を提出



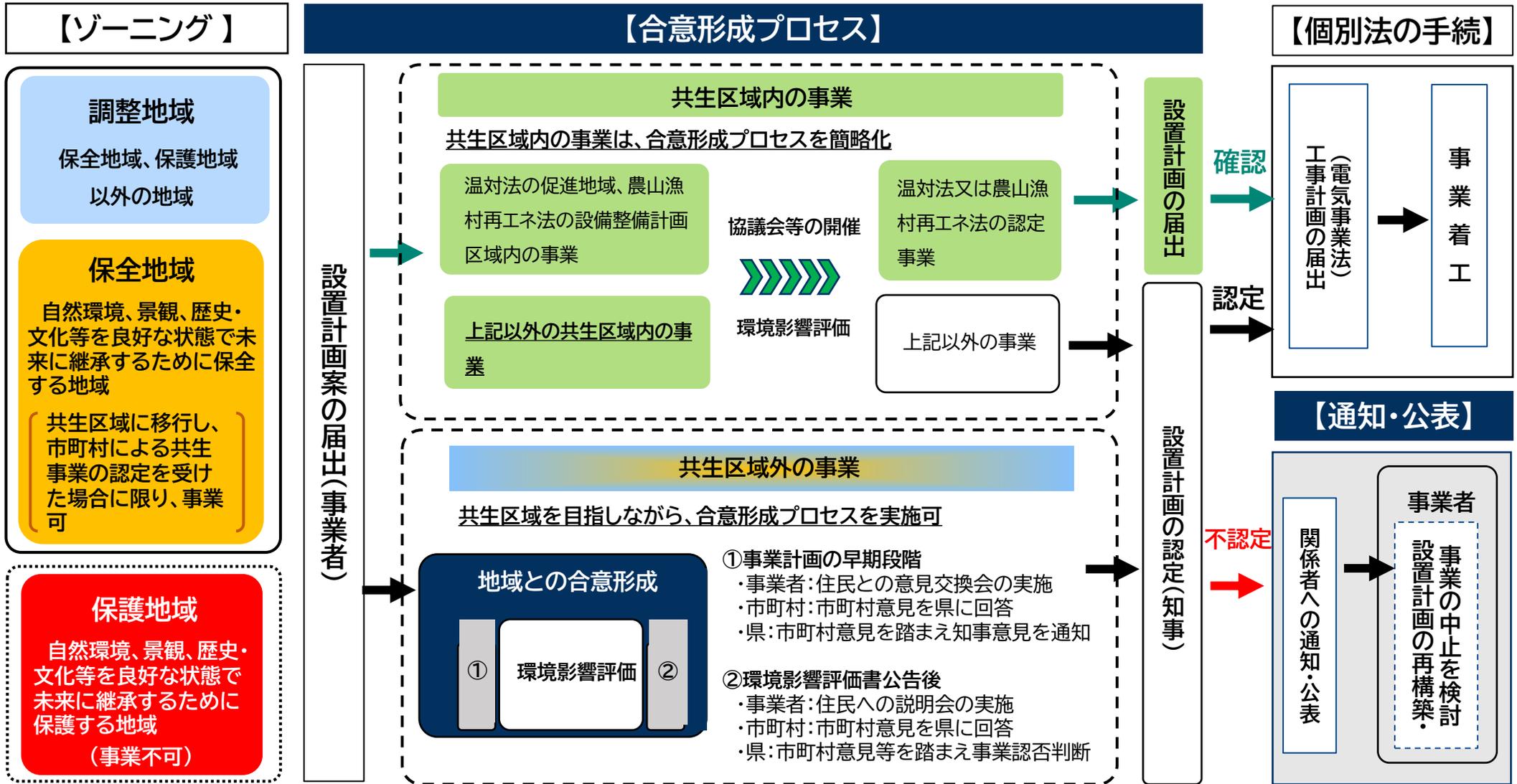
県
市町村と第三者機関の意見を
踏まえ、事業計画の認定・不認
定を判断

事業者に通知



知事の認定・工事着手

※共生区域では省略可



※ 国が再生可能エネルギー発電施設の設置をする場合その他公益上のやむを得ないと認められる場合は、例外的に認定することがある。